

平成29年度第11回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成30年1月9日(火)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時45分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	欠席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	庄倉 三保子	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	出席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
	13番	吉次 純一郎	出席			
議事録署名委員	12番	池田 和雄		13番	吉次 純一郎	
出席吏員	事務局長 芝田卓巳 事務局長補佐 亀尾憲司 事務員 田邊操枝 産業課課長補佐 竹中智彦					
傍聴人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農地法施行規則第29条第1項の規定による、2アール未満の農業用施設用地の認定について
第4号	非農地証明の交付について
第5号	農用地利用集積計画案の決定について
第6号	農用地利用配分計画の意見照会について
協議事項	(1) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」策定について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について (2) 平成29年度南部町農地賃借料等情報について
その他	(1) 農業委員会制度改正に関するアンケートについて(意見集約) (2) 平成29年度第12回南部町農業委員会総会開催日

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局 長	ただいまより、平成 29 年度第 11 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は市川職務代理が欠席です。農業委員会法第 21 条及び農業委員会会議規則第 5 条によりまして出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長からのご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会 長	— 省略 —
	局 長	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、12 番 池田和雄委員、13 番 吉次純一郎委員、書記につきましては田邊事務員をお願いします。
農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	議事に入ります。『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第 1 条の 2 の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明をいたします。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 2～3 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：田 m² 合計：田 筆 m² 譲渡人： 耕作面積：m² 譲受人： 耕作面積：m² 譲受事由：売買 権利の種別：所有権移転 から が売買で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。</p> <p>番号 2 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m² 合計：畑 筆 m² 譲渡人： 耕作面積： m² 譲受人： 耕作面積： m² 譲受事由：売買 権利の種別：所有権移転 から が売買で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。</p> <p>号 3 土地の表示： 登記：田 現況：田 m² 合計：田 筆 m² 譲渡人： 耕作面積： m² 譲受人： 耕作面積： m² 譲受事由：売買 権利の種別：所有権移転 から が売買で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件</p>

		<p>件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。売買価格は今回、議案に上がった経緯を補足します。</p> <p>1 番の農地は、 さんの農地の隣で、 さんのお父さんである さんが さんと利用権設定により耕作されていました。 さんがお亡くなりになられた後は作業委託農地になっています。隣の さんの農地とは、ケタも無い1枚の田ですので売買の合意が成立しました。</p> <p>2 番はご親戚同士です。 さんは会社に勤めておられ、なかなか農業はできないということで さんが取得されて耕作されるということです。</p> <p>3 番は、 さんが利用権設定により耕作をされていた農地です。譲渡人である さんは 在住で農業を営むことは困難ということで、この度、 さんとの間で売買の合意に至ったということです。</p>
	議 長	質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	はい。
	議 長	異議なしと認め『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第2号 農地法第5条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議 長	『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第7条の1の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第2号朗読及び説明（議案書4頁）】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m² 譲渡人： 譲受人： 契約種別：売買 用途：駐車場</p> <p>この申請地は農振農用地除外地です。他の農地に非該当で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地の為、農地区分は第2種農地に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、契約種別は売買です。以上の結果、転用妥当と判断しての申請です。</p>
	議 長	現地調査を行っていますので、 委員より現地調査報告をお願いします。
	野口孝志 委員	本日、9時より、恩田会長、糸田委員、庄倉委員、井上雅夫委員、野口龍馬委員、池田委員、私、事務局から亀尾局長補佐の8名で現地調査を行いました。場所は現地調査資料の7ページになります。 のの近くです。9、10ページを見て下さい。道路側にグレーチングを施して雨水排水をされるそうです。13台の車が駐車できるようにされます。隣接する農地の所有者である さんと さんから同意書を貰われています。以上の事から転用可能と判断しました。
	議 長	議案第2号について質疑を受けます。

	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	はい。
	議 長	議案第 1 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について議決承認されました。
議案第 3 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による、2 アール未満の農業用施設用地の認定について	議 長	『農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による、2 アール未満の農業用施設用地の認定について』上程します。提案者より説明を求めます。
	局 長	議案第 2 号農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地であることの認定を求めます。下記土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 2 号朗読及び説明（議案書 3 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 m²の内 m² 申請人： 用途：農業用倉庫 施設面積 m² 現在、家の周辺に点在して置いている農業用機械を一か所に集め、営農の作業効率を高めるとともに、機械の保全管理に努めるため。</p> <p>番号 2 土地の表示： 登記：田 現況：畑 m²のうち m² 申請人： 用途：農業用倉庫 施設面積 m² 自宅から約 10km 離れた場所に農地があり、畑作業（野菜、果樹）に道具を保管する倉庫が必要であり、また、産直場へ出荷するための選果作業スペース（軽トラック荷分）も併せて設置するため。</p>
	議 長	野口孝志委員より現地調査報告をお願いします。
	野口孝志 委員	番号 1 は、現地調査資料の 11～16 ページになります。場所は のさんの自宅前になります。15、16 ページに建物の平面図と立面図が付いています。 番号 2 は、申請地は道路際に位置します。奥側には柿が植樹されています。事務局より農業用倉庫が建っていると説明がありましたが、顛末書が出ています。転用可能と判断しました。
	議 長	議案第 3 号について質疑を受けます。
	井上武 委員	現地調査資料の 17 ページに、申請地に○がしてありますが、その一つ下側の筆の間違いではありませんか。
	局長補佐	ご指摘にとおりです。○で記している一つ下の田が申請地です。申し訳ありません。
	議 長	議案第 3 号についてご異議ございませんか。
	一 同	なし
議 長	異議なしと認め、『議案第 2 号農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による、2 アール未満の農業用施設用地の認定について』議決承認されました。	

議案第4号 非農地証明書の 交付について	議 長	『議案第4号 非農地証明書の交付について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第4号 非農地証明書の交付について、下記の土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明をします。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第4号朗読及び説明（議案書6頁）】</p> <p>番号1</p> <p>土地の表示： 登記：畑 現況：原野 m²</p> <p>申請人：</p> <p>事由：平成7年2月6日に に転出してから、農業を営んでいない。</p> <p>備考：平成12年作成の国土地理院、航空写真で確認。</p> <p>現地は、老木となって手入れをされていない柿の木が何本か植わっていましたが、山の影になっており、営農が再開できる場所ではないと判断しています。</p>
	議 長	野口孝志委員より現地調査報告をお願いします。
	野口孝志 委員	現地調査資料の22ページです。場所は、家の後ろが山林になっていて、申請地の隣の地目も原野です。原状の状態に戻すことは不可能であると判断しました。
	議 長	議案第3号につきまして質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
議 長	異議なしと認め『議案第4号 非農地証明書の交付について』は承認されました。	
議案第5号 農用地利用集積 計画案の決定 について	議 長	『議案第5号 農用地利用集積計画の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第5号、農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。
	局長補佐	<p>平成29年 第4号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。</p> <p>12ページですが、整理番号17の内容作物が飼料作物ではなく飼料米でしたので差し替えをお願いします</p> <p style="text-align: center;">【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書9～20頁)】</p> <p>[新 規]</p> <p>整理番号 1～11番</p> <p>設定を受ける者： 8名 1法人</p> <p>設定をする者： 11名</p> <p>設定をする土地： 27筆 計 38,750 m²</p> <p>[再設定]</p> <p>整理番号 12～30番</p> <p>設定を受ける者： 14名 1法人</p>

		設定をする者 : 18名 設定をする土地 : 36筆 計 44,193 m ² [農地中間管理権を取得する場合] 整理番号 : 149～151番 設定をする者 : 3名 設定をする土地 : 4筆 計 11,568 m ² 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します
	議長	整理番号 1、2、3、4、5、12 を除いて質疑を受けます。
	糸田委員	整理番号 17、22 の内容作物が飼料米と記載されていますが、水稻という小分けで良いではないですか。
	議長	飼料用米を出されますと 3 年間は必ず飼料用米を作らなければならないという取り決めがなされています。普通の米だと自由に変えられます。3 年間はうるち米を作ってはならない。その間に耕畜連携をして、その中で補助金も出ます。また、1 町以上の飼料米が出れば、また 3,000 円の加算金が出ます。約束事を守られないと補助金の返還ということになります。そのような事から飼料用米と書かれています。
	糸田委員	分かりました。
	議長	ご異議ありませんか。
	一同	異議なし。
	議長	整理番号 1、2、3、4、5、12 を除いて議決承認されました。整理番号 1、2、3 について質疑を受けます。吉次委員は退席をお願いします。(吉次委員退室) ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	整理番号 1、2、3、は議決承認されました。(吉次委員入室) 整理番号 4 について質疑を受けます。林原委員は退席をお願いします。(林原委員退室) ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	整理番号 4 は議決承認されました。(林原委員入室) 整理番号 5 について質疑を受けます。遠藤宏明委員は退席をお願いします。(遠藤宏明委員退室) ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	整理番号 5 は議決承認されました。(遠藤宏明委員入室) 整理番号 12 について質疑を受けます。作野委員は退席をお願いします。(作野委員退室) ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	整理番号 12 は議決承認されました。(作野委員入室)
議案第 6 号 農用地利用配 分計画の意見 照会について	議長	議案第 6 号に入ります。『農用地利用配分計画(案)の意見照会について』を上程致します。
	竹中補佐	農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読】。

	議 長	このことにつきまして質疑を受けます。
		(質問・意見等なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	『議案第 6 号農用地利用配分計画(案)の意見照会について』決定致しました。(竹中課長補佐退室)
5. 協議事 (1)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」策定について	議 長	協議事項に入ります。『「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」策定について、提案者より説明を願います。
	課長補佐	<p>23 ページの南部町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」(案)です。今まで農業委員会で指針を作っていませんでした。農業委員会等に関する法律が改正になったことにより指針を作るように、鳥取県農業会議からも各市町村に通知が来ています。指針の案として提案します。なお、指針は3年に1度見直しを行うことにさせて頂きたいと思えます。農業委員、最適化推進員さんの任期に合わせ、3年間の活動を次に伝える、その時に見直しを行うということです。</p> <p>【「農地等の利用の最適化に関する指針」(案)要点朗読及び説明】</p> <p>24 ページに遊休農地の現状面積、3年後の目標面積を記載しています。大きな目標を立てても推進できなければどうにもなりませんので、達成できるのではないかと事務局が考えた数値を入れています。(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法については、現在の取り組んでいる内容を書いています。26 ページ⑥情報提供ですが、現在は遊休農地関係の情報などを“広報なんぶ”で発信していますが、さらに、我々の活動を広報、ケーブルテレビなどで発信したいと考えています。特に、今回の議案にもありましたが、農地法についてなかなか周知されておらず、知らずに建物を建ててしまったという案件があります。農地転用等について今まで以上に情報発信を行いたいと考えています。地域の小、中学校、教育機関とも連携をして情報発信できないか目標を立てています。3.新規参入の促進についてですが、町産業課と連携し促進を図りたいと考えています。以上説明を終わります。</p>
	議 長	皆様には、既にお配りしていました。何かご質問等ございませんか。
		(質問・意見等なし)
	議 長	ないようですので、指針(案)とおりでいきたいと思えます。
6. 報告事項 (1)農地法 18 条第 6 項の規定による通知書 1) について	議 長	『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』上程します。
	局長補佐	<p>【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』朗読及び説明(議案書 27～29 頁)】</p> <p>1 番は永小作の合意解約です。解約後は が耕作されます。</p> <p>2 番は さんが牧草を作られます。</p> <p>3 番は、さん所有の農地は水利状況が悪かった為、さんから農地を借りて耕作されていましたが、修繕されて水利状況が良くなったことから返されて、ご自分の農地を耕作されるそうです。返った農地はさんが自作されるそうです。</p> <p>4 番以降の借人は全て さんです。利用権設定をされたが、水利の状況が非常に悪いということから解約をされます。事務局でも現地確認を行いました。晴れた日でも水が溜っている排水の悪い農地でし</p>

		た。
	議 長	質疑を受けます。
	議 長	他にございませんか。ないようですので報告を終わります。
(2) 平成 29 年度南部町農地賃借料等情報について	議 長	『平成 29 年度南部町農地賃借料等情報について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	農地法が改正されたことにより、農地の賃借料については、農業委員会が地域の情報を提供することになっています。平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月までの賃借料をまとめました。平均額は加重平均した数字です。 【『平成 29 年度南部町農地賃借料等情報』朗読】
	議 長	何かご質問はありますか。ないようですので報告を終わります。
7. その他 (1) 農業委員会制度改正に関するアンケートについて (意見集約)	議 長	その他の、『農業委員会制度改正に関するアンケートについて(意見集約)』を説明願います。
	局長補佐	農業委員会制度が改正されて、新しい委員会制度について、農業委員会会長より制度の良し悪しについての発言があるそうです。この度、農業会議が音頭を取ってまとめるにあたり、各農業委員会より意見を頂きたいというアンケートです。内容については農業会議の本会議で検討されるそうです。1~4 までありますが、色々な意見があると思いますのでこの場で頂けたらと思います。
	議 長	皆さん方のご意見をお聞きしたいと思います。1 の農業委員の選出方法について良かったか悪かったか、皆さんはどう思われましたか。私の意見としては、新しい制度の中で、立候補された方、推薦された方とおられました。選挙ならばはっきりしますが、選考委員会を作りその中で選考が行われました。審議から外れた方の気持ちを思えば、このような事があってはならないと思いますし、選考される方も大変だったと聞いています。“②良くなかった”でいかがでしょうか。
		(反対意見なし。)
	議 長	“②良くなかった”とします。2 の周知の方法についてですが、いかがでしょうか。“②周知が不十分”で良いでしょうか。
		(反対意見なし。)
	議 長	“②周知が不十分”“②良くなかった”とします。3 の公募について、農業委員について問題があったか、無かったかですが、問題があったと思いますが、“②問題があった”でいかがでしょうか。
		(反対意見なし。)
	議 長	“②問題があった”とします。同じく最適化推進委員の公募についても問題があったと思いますが。
		(反対意見なし。)
	議 長	“②問題があった”とします。4 の現在の委員運営について、総会の組織運営についてですが、いかがでしょうか。私の個人的意見ですが、問題ありだと思っています。最適化推進委員さんは、同じ場所において、自由に発言しても良いという中で決定権はないというのは問題だと思います。皆さんはどうでしょうか。“②問題あり”で良いでしょうか。
		(反対意見なし。)
議 長	“②問題あり”とします。委員・推進委員の日常活動についても、	

		問題があると思っています。この時期、委員の皆さんは利用意向調査に回っておられますが、手当てが出ません。これも問題だと思います。“②問題あり”で良いでしょうか。
		(反対意見なし。)
	議 長	“②問題あり”とします。以上のような形で、県農業委員会に上げたいと思います。
平成 29 年度 第 12 回農業 委員会総会の日 程について	議 長	平成 29 年度第 12 回南部町農業委員会総会は、平成 30 年 2 月 8 日(木)に開催します。
8、閉 会	議 長	これにて平成 29 年度第 12 回南部町農業委員会総会を閉会します。